

食料安全保障を柱とする基本政策の確立に向けた特別決議

我が国の食料・農業・農村は、食料自給率が低迷するなか、高齢化や担い手不足による生産基盤の縮小、自然災害の頻発、TPP11や日EU・EPA発効やTAG交渉など、多くの農政課題が山積している。

こうしたなかで、食料・農業・農村基本計画の見直しが行われる見通しであるが、国民消費者が期待する食料を安定的に供給していくためには、食料安全保障を柱とする基本政策を確立していくことが重要である。

また、日米交渉については、農林水産物は過去の経済連携協定で約束した以上の譲歩がないとした日米共同声明に基づき、断固とした対応で交渉が行われるべきである。

さらに、31年産米については、年々主食用米の消費量が減少するなか、非主食用米への作付転換が必須となっているが、すでに各県の目安の段階で、全国の生産見通しを超過し、備蓄米も全量落札されていないなど、このままでは、需給が緩和し、米価下落と農業所得の減少を招きかねない状況にある。

来年度は新たな中央会へ組織移行するが、結集軸としての役割を一層発揮し、食料安全保障を柱とする基本政策の確立に向けて、組織を挙げて、下記の事項に取り組む。

記

1. 次期食料・農業・農村基本計画の策定にあたっては、食料安全保障の観点から、食料自給率・自給力の向上に向けた具体的な考え方や施策を提案し働きかけるとともに、国民消費者を巻き込んだ運動となるよう、JAグループ各段階で取り組みをすすめる。
2. 31年産米については、水田フル活用の政策支援を最大限活用し、主食用米から飼料用米をはじめとした非主食用米への転換をすすめる。とりわけ、備蓄米は、不測時の備えなど食料安全保障に貢献することから、生産現場に積極的に周知し、取り組みをすすめる。

平成31年3月8日
全国農業協同組合中央会
第65回通常総会